

令和3年11月24日

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 目的

仕事と家庭を両立し生き生きと働ける環境をPRして、積極的に女性の雇用（再雇用含む）を推進する

2. 計画期間

令和3年12月1日 から 令和8年11月30日までの5年間

3. 計画内容

- ▶ 残業が多くなっている部門への新規採用者の確保（女性1名）
- ▶ 退職理由を育児・介護に限定しない柔軟な再雇用制度の制定

【対策】

令和3年12月～

- ▶ 残業がなく帰りやすい職場風土を継続するため、残業時間の把握と人材が不足している部門の調査を行い、新規採用者の確保を行う
- ▶ 男女を問わず柔軟な再雇用制度の制定

医療法人 藤民病院